

発電所からのお知らせ

2024年8月13日

- 1、2号機:廃止措置中(第2段階)(2016年2月3日～)
 - ・「[浜岡原子力発電所1、2号機 廃止措置状況\(2023年度第4四半期\)](#)」をご覧ください。
 - ・検査状況については、「[点検情報](#)」をご覧ください。
- 3号機:定期検査中(2010年11月29日～)・安全性向上対策実施中(地震・津波・重大事故対策等)
 - ・検査状況については、「[点検情報](#)」をご覧ください。
- 4号機:定期検査中(2012年1月25日～)・安全性向上対策実施中(地震・津波・重大事故対策等)
 - ・検査状況については、「[点検情報](#)」をご覧ください。
 - ・2024年8月6日に、国際原子力機関(IAEA)の査察が実施されました。これは、原子力が平和利用されていることを確認する目的でおこなわれているものです。
- 5号機:定期検査中(2012年3月22日～)・安全性向上対策実施中(地震・津波・重大事故対策等)
 - ・検査状況については、「[点検情報](#)」をご覧ください。
- その他
 - ・2024年8月6日より、中国電力株式会社さまにおいて、当発電所1、2号機の廃止措置で発生したクリアランス金属(側溝用の蓋)の再利用を開始しました。
 - ・2024年8月7日より、四国電力株式会社さまにおいて、当発電所1、2号機の廃止措置で発生したクリアランス金属(側溝用の蓋)の再利用を開始しました。
 - ・2024年8月8日より、日本原子力発電株式会社さまにおいて、当発電所1、2号機の廃止措置で発生したクリアランス金属(側溝用の蓋)の再利用を開始しました。
 - ・2024年8月9日、1、2号機の廃止措置で発生した解体撤去物について、クリアランス制度(注)適用に必要な放射能濃度の確認申請(6回目)を原子力規制委員会へおこないました。

注 原子力発電所の運転・保守や解体に伴って発生するものの中には、放射能濃度が極めて低く、人の健康への影響がほとんどないことから、法令上「放射性物質として扱う必要がないもの」とされるものが数多くあります。これらについて、その放射能濃度を測定および評価し、法令に定める基準以下であることを確認したのものについては、再利用や産業廃棄物として処分することができます。この仕組みを「クリアランス制度」といいます。

以上